

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

みよし市立黒笹小学校

## 1 いじめ防止等についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心して明るく楽しく、安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合い、高め合える人間関係をつくり、思いやりをもち、よりよい生活を築いていこうとする集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

さらに、いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者とのよりよい関係を、学校と家庭、地域が連携し、児童を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切である。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを育成テーマ『「いじめ」をしない・させない・見逃さない』の下、全職員で進める。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることがないように努めることが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校の「いじめ対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等の仲間や集団など当該児童生徒との何らかの人的関係がある状態を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの中には、犯罪行為として扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し連携して対応する。

### 3 学校及び学校の教職員の責務

「いじめ防止対策推進法」では、次のように明記されている

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、家庭や地域、関係施設との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。

#### (1) いじめの防止

- ア 本校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、「いじめをしない、させない、見逃さない」学校づくりに努める。
- イ 本校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの防止に努める。
- ウ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の生命を尊重する心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努める。
- エ 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待される。そのため、地域、家庭、学校が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要である。

#### (2) いじめの早期発見

- ア 本校は、毎年、年度当初に必ず「みよし市いじめ問題対応マニュアル」を用いた「いじめの防止等に係る研修会」を実施する。全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上をめざす。
- イ 本校は、教育相談体制を充実し、児童が相談しやすい環境を整えるよう努める。
- ウ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめにかかわっていると気付いた場合は、子どもをいじめから守るためにあるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行う。

#### (3) いじめへの対処

- ア 本校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 保護者は、教育委員会及び学校が講ずる措置に対して、必要な協力を行うことが求められる。

### 4 学校としての取組

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

- ア 本校は、国の基本方針や市の「みよし市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- イ 本校の実情に即して機能しているかどうかについての点検を行い、見直しをする。(PDCA  
学校いじめ防止基本方針2

サイクルの実行)

ウ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、「早期発見・事案対処」策等)、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込む。

エ 「学校いじめ防止基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定める。

オ 「学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明する。

カ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## (2) 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」では次のように示されている。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応するための中核となる常設の組織「いじめ対策委員会」を設置する。組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、保健指導主事、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、子どもの相談員等を加える。

「いじめ対策委員会」を原則年3回開催する。また、広く児童の様子や実態を把握するために全職員が参加し、情報を共有する機会を週に一度設ける。

「いじめ対策委員会」の役割として以下のことを挙げる。

### 【いじめの防止】

- ・いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断(いじめの認知)を行う役割。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

### 【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。

- ・学校の実情に即して機能しているかどうかについての点検・見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行）

## 5 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に高め合う学級づくりを進め、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に対して設定し、児童の自己有用感を高めるように努める。
- イ 児童の活動や努力を認め、「学ぶ楽しさ」や「学ぶ喜び」、「学ぶ大切さ」が味わえる授業づくりに取り組み、さらに困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなど自己肯定感が高まるような工夫に努める。
- ウ 道徳の時間を要とし、学校行事や教科領域等と密接な関連を図りながら、教育活動全体を通して、命の大切さ、規範意識の高揚、感謝や助け合い、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 児童が傍観者とならず、大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- カ 毎週木曜日の「子どもを語る会」で、各学年・学級の現状報告と検討を行い、教職員の共通理解のもと速やかな指導・支援に努める。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ いじめアンケートでは、記名式と無記名式を行う。特に無記名式では、いじめがどの程度起きているのかを把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行っていく。
- ウ いじめアンケートについては、複数の教職員で記述内容を確認する。
- エ 思いやりチェックシートや教育相談（年3回）を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- オ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等についてスクールカウンセラーや子ども相談員との連携を密にして相談しやすい環境を整える。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し、当該いじめに関わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- イ 事実関係の確認の上、被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、適切な指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、状況に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所、法務局等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、自分の問題として捉えさせ、いじめを見過

ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ いじめに関する情報については、次年度へ確実に引き継ぐとともに、必要に応じて中学校へも引き継ぐ。

キ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

【いじめに係る行為が止んでいること】

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

【被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認する。

ク 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないため、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

#### （4）いじめに係る記録の保存

**いじめアンケートや学校いじめ対策組織の記録は、在籍中に破棄することがないようにするため、5年間保存する。**

### 6 重大事態への対処

#### （1）重大事態とは

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」では、次のように示されている。

#### 第28条

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### （2）重大事態の発生報告及び対応

ア 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

イ 「いじめ防止対策推進法」第28条2項に示される場合については、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、児童への聴取等に着手する。

ウ 児童や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとものとして教育委員会へ報告・調査等にあたる。

エ 重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、当該児童が卒業後、5年間保存する。

## 【重大事態の対応フロー図】

